

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更))【50】」

2. 日時：令和4年8月10日(水) 16時30分～20時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官※、鈴木主任安全審査官、西内安全審査官、  
大塚安全審査官※、畠山安全審査官※、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、山下係長※

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループ マネジャー、他7名(7名のうち、  
3名はTV会議システムにより出席)

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社より、大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○重大事故等対処施設のうち所内常設直流電源設備(3系統目)に対する申請上の扱いを整理すること。

○基本設計方針において、クラス別施設及び耐震評価を行う主要設備の設備分類に関する表を添付する必要があるか確認すること。

○火災区域及び火災区画を変更するにあたって要目表の修正が必要ないか確認すること。

○発電用原子炉の設置許可との整合性について、本申請において変更する基本設計方針に係る部分を網羅的に説明すること。

○基本設計方針の変更について、一部、記載の適正化と思われる内容が見受けられるため、整理して説明すること。

(3) 関西電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：なし

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・大飯発電所第3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請  
補足説明資料（7月29日の面談資料－1）
- ・大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について（関原  
発第315号）（7月29日受理）
- ・大飯発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正について（関原  
発第316号）（7月29日受理）

以上